

令和6年度心身障害者（児）居宅介護 くっしょん事業計画

1 基本方針

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 支援方針

- (1) 障害者（児）及びその家族の意思及び人格を尊重し、常に障害者（児）及びその家族の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 地域及び家庭との結び付きを重視し、市区町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 業務目標

- (1) ヘルパー計画書及び指示書の充実により、本人の障害特性に添ったサービス提供を行う。
- (2) 研修、スタッフミーティング、ケース会議等の開催により、支援スタッフの業務習熟を図る。

4 利用料

厚生労働大臣が定めた額を徴収する。

5 支援内容

- (1) 身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護
- (2) 家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 通院介助：病院等医療機関への付き添い

6 営業日及び営業時間、サービスの提供

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。